

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第 195 号 の 13



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 5
- 鹿児島県債権管理規則の一部を改正する規則 (※) (財政課取扱い) 7

規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第29号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。
第 2 条 を 次 の よう に 改 め る。

(貸与の対象及び貸与品)

- 第 2 条 別表第 1 の左欄に掲げる職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 (以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)で、常時その業務に従事するものに対しては、予算の範囲内で、同表の中欄に掲げる物品を、同表の右欄に掲げる期間貸与する。
- 2 別表第 2 の左欄に掲げる会計年度任用職員に対しては、予算の範囲内で、同表の中欄に掲げる物品を、同表の右欄に掲げる期間貸与する。
- 3 前 2 項の場合において、貸与期間満了前に返納された物品を再び貸与するときは、その貸与期間には、前貸与者の貸与期間を通算するものとする。

第 3 条 第 2 項 だ だ し 書 を 削 る。

第 8 条 を 次 の よう に 改 め る。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、職員に対する被服類の貸与に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 2 条関係)

貸与する会計年度任用職員の範囲	貸 与 品		貸 与 期 間
	品 名	数 量	
1 学事法制課に勤務し、文書収発業務に従事する文書事務補助員	夏用作業服 (上下)	1 着	1 年
	盛夏用作業服 (上)	1 着	1 年
	冬用作業服 (上下)	1 着	2 年
2 地域振興局総務企画部県税課 (鹿児島地域振興局にあつては、総務企画部課税課) 及び支庁総務企画部県税課に勤務し、軽油引取税に係る抜取調査業務に従事する県税	作業服 (上下)	2 着	3 年
		1 着	1.5 年

事務相談員			
3 県有林管理員	夏用作業服（上下）	1着	2年
	冬用作業服（上下）	1着	2年
	半長靴	1足	2年
	外とう	1着	6年
	作業帽	1個	3年
4 試験研究機関の実験室において、実験の補助業務に従事する技術補助員	作業服（上下）又は白衣	2着	2.5年
		1着	1.25年
5 地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課（鹿児島地域振興局にあつては、保健福祉環境部健康企画課）、熊毛支庁保健福祉環境部健康企画課及び屋久島事務所保健福祉環境部健康企画課並びに大島支庁保健福祉環境部健康企画課衛生・環境室及び徳之島事務所保健衛生環境課に勤務し、廃棄物処理施設等への立入調査等の業務に従事する産業廃棄物適正処理監視指導員	夏用作業服（上下）	1着	3年
	冬用作業服（上下）	1着	3年
	作業帽	1個	3年
	半長靴	1足	3年
6 出水保健所に勤務する輸出水産食品検査員	作業服（上下）又は白衣	1着	1年
	作業帽	1個	3年
	ゴム長靴	1足	1年
7 名瀬保健所及び徳之島保健所に勤務し、ハブ関係業務に従事するハブ対策専門員	夏用作業服（上下）	1着	3年
	冬用作業服（上下）	1着	3年
	ゴム長靴	1足	1年
8 ハートピアかごしまに勤務する非常勤看護師	看護衣又は看護衣（上下）	1着	1年
9 ハートピアかごしまに勤務する非常勤理学療法士	予防衣	1着	1年
10 こども総合療育センターに勤務する非常勤看護師	看護帽	2個	1.5年
	看護衣又は看護衣（上下）	2着	1.5年
	夏用看護衣又は夏用看護衣（上下）	2着	2年
	予防衣	2着	1.5年
	作業靴	2足	1年
	靴下	12足	1年
11 こども総合療育センターに勤務する非常勤理学療法士及び非常勤作業療法士（白ズボンについては、作業服の被貸与者を除く。）	作業服（上下）、白衣又は予防衣	2着 （作業服は1着）	1年
	白ズボン	1着	1年
12 若駒学園に勤務し、児童の保健相談業務に従事する保健相談員	白衣	1着	1年
13 若駒学園に勤務する非常勤調理員	作業帽	2個	1年
	夏用作業服（上下）	2着	2.5年
		1着	1.25年
	作業服（上下）	2着	2.5年
		1着	1.25年
前掛け	2枚	1年	
ゴム長靴又は作業靴	2足	1年	

14 若駒学園管理補助員	靴下	12足	1年
	作業服（上下）	2着	2.5年
		1着	1.25年
	作業帽	1個	1年
	作業靴	1足	1年
15 食肉衛生検査所に勤務し、食肉検査業務に従事する食肉検査員及び食肉衛生検査補助員（16の項に掲げる者を除く。）	白衣（長袖）	2着	1年
	白衣（半袖）	2着	1年
	ズボン	2着	1年
	帽子	2個	1年
16 食肉衛生検査所に勤務し、食肉検査業務に従事する食肉検査員及び食肉衛生検査補助員（いずれも1月の雇用期間が20日以上の方に限る。）	白衣（長袖）	4着	1年
	白衣（半袖）	4着	1年
	ズボン	4着	1年
	帽子	2個	1年
17 離島の保健所に勤務し、食肉検査業務に従事する食肉検査員	ゴム長靴（耐油性）	1足	1年
	白衣（長袖）	1着	1年
	白衣（半袖）	1着	1年
	ズボン	1着	1年
18 動物愛護センターに勤務する非常勤獣医師及び動物愛護専門員	作業服（上下）	4着	3年
		2着	1.5年
	白衣	2着	3年
		1着	1.5年
予防衣	1着	2年	
ゴム長靴	2足	3年	
	1足	1.5年	
19 高等技術専門校及び障害者職業能力開発校に勤務し、職業訓練指導に従事する職業訓練講師	夏用作業服（上下）	2着	2年
		1着	1年
	作業服（上下）	2着	2年
		1着	1年
	作業帽	1個	1年
安全靴、作業靴又はゴム長靴	1足	1年	
20 農業開発総合センター（果樹・花き部常緑果樹研究室、同部特産果樹研究室及び畜産試験場中小家畜部養鶏研究室に限る。）に勤務し、専ら農作業又は牧畜作業に従事する技術補助員	夏用作業服（上下）	2着	1年
	作業服（上下）	2着	2.5年
		1着	1.25年
	雨衣	1着	2年
	防寒帽又は作業帽	2個 （防寒帽は1個）	2.5年
ゴム長靴又は作業靴	2足 （ゴム長靴は1足）	1年	
21 農業開発総合センター茶業部に勤務し、専ら農作業に従事する技術補助員	作業服（上）	2着	1年
	作業服（下）	3着	1年
	雨衣	1着	2年
	防寒帽又は作業帽	2個 （防寒帽は1	2.5年

		個)	
	ゴム長靴又は作業靴	2足 (ゴム 長靴は 1足)	1年
22 農業開発総合センターに勤務し、専ら農 作業又は牧畜作業に従事する技術補助員 (20の項及び21の項に掲げる者を除く。)	夏用作業服(上下)	2着	1年
	作業服(上下)	2着	2.5年
		1着	1.25年
	雨衣	1着	2年
	防寒帽又は作業帽	2個 (防寒 帽は1 個)	2.5年
	安全靴	1足	5年
	ゴム長靴又は作業靴	2足 (ゴム 長靴は 1足)	1年
23 肉用牛改良研究所に勤務する畜産改良業 務補助員	夏用作業服(上下)	1着	3年
	冬用作業服(上下)	1着	3年
24 肉用牛改良研究所に勤務する農業用機械 オペレーター	夏用作業服(上下)	2着	1年
	作業服(上下)	2着	2.5年
		1着	1.25年
	雨衣	1着	2年
	防寒帽又は作業帽	2個 (防寒 帽は1 個)	2.5年
	安全靴	1足	5年
	ゴム長靴又は作業靴	2足 (ゴム 長靴は 1足)	1年
25 家畜保健衛生所に勤務する家畜防疫指導 員	作業服(上下)	2着	2年
		1着	1年
	ゴム長靴	1足	1年
26 地域振興局農林水産部農村整備課及び支 庁農林水産部農村整備課に勤務する用地交 渉員	夏用作業服(上下)	1着	3年
	冬用作業服(上下)	1着	3年
	外とう	1着	6年
	ゴム長靴	1足	3年
27 地域振興局農林水産部農村整備課及び支 庁農林水産部農村整備課に勤務する用地調 査員	夏用作業服(上下)	1着	3年
	冬用作業服(上下)	1着	3年
28 地域振興局建設部、熊毛支庁建設部及び 屋久島事務所総務企画課並びに大島支庁建 設部、瀬戸内事務所総務課、喜界事務所総 務係、徳之島事務所総務課及び沖永良部事 務所総務福祉課に勤務する土木施設管理補 助員(県営住宅管理業務に従事する者を除 く。)	夏用作業服(上下)	1着	3年
	冬用作業服(上下)	1着	3年
	半長靴	1足	3年
	外とう	1着	6年
	ゴム長靴	1足	3年
	雨衣	1着	3年
	作業帽	1個	3年

29 地域振興局建設部建設総務課及び北薩地域振興局建設部甑島支所，熊毛支庁建設部及び屋久島事務所総務企画課並びに大島支庁建設部，瀬戸内事務所総務課，喜界事務所総務係，徳之島事務所総務課及び沖永良部事務所総務福祉課に勤務する土木施設管理補助員（県営住宅管理業務に従事する者に限る。）及び用地交渉員	夏用作業服（上下）	1着	3年
	冬用作業服（上下）	1着	3年
	外とう	1着	6年
	ゴム長靴	1足	3年
30 地域振興局建設部建設総務課及び北薩地域振興局建設部甑島支所，熊毛支庁建設部及び屋久島事務所総務企画課並びに大島支庁建設部，瀬戸内事務所総務課，喜界事務所総務係，徳之島事務所総務課及び沖永良部事務所総務福祉課に勤務する用地調査員	夏用作業服（上下）	1着	3年
	冬用作業服（上下）	1着	3年
31 大島支庁建設部に勤務する非常勤警備員	制帽	1個	3年
	夏用制服（上下）	1着	3年
	冬用制服（上下）	1着	3年
	外とう	1着	6年
	ゴム長靴	1足	3年
32 消防学校に勤務し，学生の生活指導等に従事する消防学校舎監	略帽	1個	5年
	外とう	1着	10年
	作業服（上下）	1着	2年

附 則

- この規則は，公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）に貸与されている貸与品については，改正後の職員に対する被服類貸与規則の定めるところにより貸与されているものとみなす。この場合において，貸与期間の計算については，当該貸与品を貸与した日から起算するものとする。

.....
鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第30号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「従事する」を「専ら従事する」に改め，同条第2項ただし書を削り，同項第1号中「第6号」を「第5号」に改め，同項に次の1号を加える。

(3) 条例第4条第1項第6号に掲げる業務 400円

第3条第3項ただし書を削る。

第8条の見出しを「（社会福祉業務手当）」に改め，同条第1項中「福祉手当」を「社会福祉業務手当」に改め，同項第1号中「又はこども総合療育センター」を「，こども総合療育センター又は知事が人事委員会と協議して定める機関」に，「又は指導監督の」を「若しくは指導監督又はこれらに準ずる」に改め，同項第2号中「若しくはこれに準ずる業務又はこれら」を「又はこれ」に改め，同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 社会福祉業務手当の額は，業務に従事した日1日につき，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 640円

(2) 前項第2号に掲げる場合 1,000円

3 所属長は、社会福祉業務命令簿（別記第5号様式）を作成し、これに基づいて、社会福祉業務手当を支給するものとする。

第26条第1項中「企画部」を「総合政策部」に改める。

第34条第1項中「勤務する職員」を「勤務し、県立短期大学第二部の事務に専ら従事する事務職員」に改め、同条第2項中「勤務1月につき、9,000円」を「事務に従事した日1日につき、580円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 所属長は、夜間部従業命令簿（別記第23号様式）を作成し、これに基づいて、夜間部従業手当を支給するものとする。

第52条及び第53条を次のように改める。

第52条 削除

（支給方法）

第53条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

第54条中「第33条第3項」の次に「、第34条第3項」を加える。

別記第5号様式中「福祉業務命令簿」を「社会福祉業務命令簿」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式 (第34条関係)

夜間部従業命令簿

所属長印	直接の 監督者印	年月日	職名	氏名	備考
			業 務 内 容	従事場所	

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第31号

鹿児島県債権管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県債権管理規則 (昭和39年鹿児島県規則第44号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同条第 8 項中「指名債権」を「債権」に改める。

第14条第 1 項中「年 5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県債権管理規則第14条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に履行延期の特約等をする場合について適用し、同日前に履行延期の特約等をした場合については、なお従前の例による。